



平成23年5月13日

各 位

会 社 名 昭和ホールディングス株式会社  
代表者名 代表執行役社長 重田 衛  
(コード番号 5103 東証第二部)  
問合せ先 執行役財務総務担当 庄司 友彦  
(TEL. 04-7131-0181)

## 当社取締役に対する責任追及訴訟の 判決に関するお知らせ

当社が提起しておりました、当社取締役に対する責任追及訴訟について、以下のとおり、平成23年5月13日付けで千葉地方裁判所松戸支部より判決が下りましたのでお知らせいたします。

### 1. 訴訟の提起から判決にいたるまでの経緯

当社は、当社第107回定時株主総会（平成18年6月29日開催）の報告書の監査報告書において、当時当社の社外監査役山田剛夫（以下、「山田元監査役」という。）より、当社連結子会社（株式会社ショーワコーポレーション）が手掛けた輸入自動車販売事業は、誤った与信供与や不適切な債権の回収方法があったこと、又、当社が行った光ファイバー関連事業への投資についても、事業性調査や与信調査が行われていなかったとして、それぞれが当社に損害を与えることとなり、当時の当社取締役に対し、善管注意義務違反、忠実注意義務違反という重大な任務懈怠があったとの意見が表明されました。

当社といたしましては、上記意見に対し当社顧問弁護士に調査を依頼し、輸入自動車販売事業に関して当社が債権回収について相当な措置を講じていることや、光ファイバー関連事業につきましても、外部コンサルタントにも調査を依頼し慎重な需要予測を踏まえて当社が機関決定しているということから、山田元監査役の意見には相当の誤りがあることを指摘し、さらには山田元監査役は当時当社に対し、当該光ファイバー事業を強く進めてきた会社の監査役にも就任していたという事実もありましたので、何故山田監査役自身が当該光ファイバー関連事業への投資が不相当であると意見表明をされたのか理解に苦しむ旨の弁護士見解を平成20年6月14日に公表いたしました。

（詳細につきましては、当社が公表いたしました平成20年6月14日付「当社第107回定時株主総会の報告書の監査報告における監査意見についてのお知らせ」をご参照ください。）

山田元監査役は、平成20年6月18日に当社が行った光ファイバー関連事業への投資に関して、取締役の善管注意義務違反及び忠実義務違反があったことを理由に、当時取締役であった、山口紀夫、重田衛、吉田正雄、石川正夫、佐藤一石、渡邊正に対し、9億8000万円の損害賠償の請求をする訴訟を提起し、続けて、平成20年6月24日に当社連結子会社が行った輸入自動車販売事業に関して、取締役の善管注意義務違反及び忠実義務違反があったことを理由に、こちらも当時取締役であった、山口紀夫、重田衛、吉田正雄、石川正夫、佐藤一石、渡邊正、岡田桂治に対し、11億8136万2186円の損害賠償請求をする訴訟の提起を行いました。

（詳細につきましては、当社が公表いたしました平成21年2月23日付「当社による当社取締役に対する訴訟提起に関するお知らせ」をご参照ください。）

その後、平成20年6月29日に開催された当社第107回定時株主総会において山田元監査役は任期満了につき当社監査役を退任した為、訴訟原告の代表者を現取締役監査委員長である戸谷雅美に変更して現在まで審議は継続されておりましたが、本日、すべての審議が終了し判決にいたりました。

尚、当社元取締役である岡田桂治につきましては、当該輸入自動車販売事業に関して関与がなかったという理由で、本訴訟の原告により被告からの取り下げが行われておりますので、本件訴訟には一切関係がなく、当然に本日の判決にも関係はございません。

## 2. 訴訟の相手方

### A. 光ファイバー関連事業への投資に関する取締役に対しての責任追及訴訟

氏名	訴訟対象行為決議時の役職
山口 紀夫	代表取締役社長
重田 衛	常務取締役総務部・(株)ショーワコーポレーション管掌（現当社代表執行役社長）
吉田 正雄	取締役事業部長
石川 正夫	取締役研究部長（現当社連結子会社 昭和ゴム技術開発(株)代表取締役社長）
佐藤 一石	取締役総務部長・業務改革推進室長（現当社コンプライアンス担当執行役）
渡邊 正	取締役福事業部長・管理部担当（現当社連結子会社 昭和ゴム(株)代表取締役社長）

### B. 当社連結子会社による輸入自動車販売事業に関する取締役に対しての責任追及訴訟

氏名	訴訟対象行為決議時の役職
山口 紀夫	代表取締役社長
重田 衛	常務取締役総務部・(株)ショーワコーポレーション管掌（現当社代表執行役社長）
吉田 正雄	取締役事業部長
石川 正夫	取締役研究部長（現当社連結子会社 昭和ゴム技術開発(株)代表取締役社長）
佐藤 一石	取締役総務部長・業務改革推進室長（現当社コンプライアンス担当執行役）
渡邊 正	取締役福事業部長・管理部担当（現当社連結子会社 昭和ゴム(株)代表取締役社長）

## 3. 判決の内容

判決につきましては、A. 光ファイバー関連事業への投資に関する訴訟と、B. 当社連結子会社による輸入自動車販売事業に関する訴訟の2つの訴訟を一つに合わせた判決となりました。

- (1) 被告ら6名は、原告に対し、連帯して11億7236万2174円およびこれに対する平成20年9月13日から支払い済みまで年5分の割合による金員を支払うこと。
- (2) 原告および参加人のその他の請求を棄却すること。
- (3) 訴訟費用は全体を通じ、これを2分しその1を被告、その1を原告および参加人の負担とする。

## 4. 今後の見通し

上記の通り、概ね当社の主張が認められる形の判決をいただくこととなりましたが、本件に絡んで当社株主により、被告取締役等の責任限定、及び、当社ホームページへの謝罪の掲載、さらに損害賠償金の当社への具体的弁済方法の決定の3点に関しての株主提案を受領しております。（詳細につきましては、当社が公表いたしました平成23年5月6日付「株主提案権行使に関する書面の受領について」をご参照ください。）

当社といたしましては、このような経緯もございますので、平成23年6月28日開催予定の当社110回定時株主総会において審議する本株主提案の決議結果を尊重し、今後の対応を決定していく予定です。

尚、被告らの控訴の可能性等まだ未確定な点もございますので、上記見通しに変更がありましたら改めてご報告させていただきます。

以上